

令和6年1月12日

連絡先

県土整備部都市政策課
担当者：小野
電話：059-224-2748
FAX：059-224-3270

都市政策課における公文書の紛失について

都市政策課において、公文書ファイルを紛失しました。

当該公文書には個人情報はありません。また、外部への流失は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

県民の皆さまに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 公文書ファイル等の名称・作成年度・保存期間

①「鉱業法協議」

平成25年度作成・保存期間10年

②「景観計画区域内における行為の届出書」

平成27年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

③「景観計画区域内における行為の変更届出書」

平成27年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

④「景観計画区域内における行為の通知書」

平成27年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

⑤「景観計画区域内における行為の変更通知書」

平成27年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

⑥「景観計画区域内における行為の届出書」

平成28年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

⑦「景観計画区域内における行為の変更届出書」

平成28年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

⑧「景観計画区域内における行為の通知書」

平成28年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

⑨「景観計画区域内における行為の変更通知書」

平成28年度作成・保存期間3年(その後5年延長)

2 経緯

令和6年3月31日に保存期間が満了する公文書ファイルの保管状況を確認したところ、令和6年1月9日(火)上記ファイルの紛失が判明しました。

3 県民・業務等への影響

当該公文書には個人情報はありません。また、外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

4 原因

当該ファイルの背表紙に記載の廃棄年度が誤っていた可能性があること

5 再発防止策

廃棄年度が誤っていた可能性があることから、速やかに各ファイルの廃棄年度を確認します。

また、公文書の適正管理、コンプライアンスに関する研修を実施し、公文書管理の重要性に関する職員の認識を高め、信頼回復に全力で取り組んで参ります。